

報告第 12 号

臨時代理した事件(名張市奨学金選考委員会委員の委嘱・任命及び解嘱・解任)の承認について

名張市奨学金選考委員会規程(昭和41年教育委員会規程第23号)第3条の規定に基づく名張市奨学金選考委員会委員の委嘱、任命及び解嘱、解任については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 元年 5月10日報告

名張市教育委員会
教育長 上 島 和 久

平成31年度 名張市奨学金選考委員名簿

規程第3条	期間	氏名	役職	任命日	新規・更新	氏名	役職	理由	解職日	解職通知
1 市内の高等学校の校長	在職期間 (または交代まで)	中山 隆之	名張高等学校長	平成31年4月1日	○	吉田 淳	名張青峰高等学校長	委員交代のため	平成31年3月31日	○
2 市内の中学校の校長	在職期間	篠木 素道	赤日中学校長	平成31年4月1日	○	和南 義一	名張中学校長	退職のため	平成31年3月31日	○
3 教育委員会の委員	〃	辻 愛	教育委員	平成30年4月1日						(継続)
4 副市長	〃	前田 國男	副市長	平成20年4月1日						(継続)
5 教育長	〃	上島 和久	教育長	平成17年4月1日						(継続)
6 学識経験者	平成29年5月1日～	梶原 久代	元名張高等学校長	平成29年5月1日						(継続)

1～5号委員の任期(職に在任する期間)

6号委員の任期(任期3年)再選あり

(趣旨)

第1条 この規程は、名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）第14条第2項の規定により名張市奨学金選考委員会（以下「選考委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 名張市奨学金の支給又は貸付を受ける者の選考に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(定数、選任)

第3条 選考委員会の委員の定数は6名とし、次の各号の区分により教育委員会が選任する。

(1) 名張市に設置の高等学校の校長

(2) 市立中学校の校長

(3) 教育委員会の委員

(4) 副市長

(5) 教育長

(6) 教育又は社会経済に関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第6号の規定による委員にあつては3年とし、その他の委員にあつては、当該職にある期間とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、選考委員会を代表する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が行う。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 選考委員会に関する庶務は、教育委員会教育総務室で行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和41年4月1日から適用する。